

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	江崎・深溝地区 ※川西圃場整備地除く (岡・原・向原・高見・相原・東今津・岡屋・上高根・下高根・原条東・原条西・今井一部・北ノ江東一部・北ノ江西・深溝東一部・深溝西一部・寄江一部・唐樋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 4月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国道2号及び国道190号沿いに市街地が進む地域である。狭小で不整形な水田がいまだ多く存在し、農業機械の作業効率が悪いことに加え、道路の幅員が狭いこと等により農作業に支障をきたしている。また、土水路の箇所が多く泥上げ等の維持管理にも労力を費やしており、生産基盤条件の整備が望まれている。

基盤整備が完了している地域については農事組合法人等を中心に水稻、施設野菜、露地野菜の作付が行われているが、担い手が継続的な農業を持続するため後継者の確保が必要である。山陽本線から北側の農地について、住宅と農地が混在し、近年、太陽光発電への移行が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

原条・今井集落では、基盤整備事業により、農事組合法人への農地集積を加速化する。また、経営安定化による複合営農にも取り組む。

岡・原・岡屋集落では基盤整備事業が計画されており、現在、川西上地区において、事業実施に向けた協議が行われている。基盤整備後には、土地利用型農業を中心に経営を進めつつ、農作業の効率化を図り、地域の特性に合った高収益農作物の作付も行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	294 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	294 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業を実施した農地については、担い手への集積、集約化を加速化させる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の達成に向けて、担い手への集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、基盤整備事業が進められている集落について、複合経営への転換を図る。 基盤整備事業を実施している農地を、担い手に集積、集約していくことで経営安定化に繋げる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外の農業者が経営しやすい環境を整え、経営体を確保・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業における作業負担を軽減する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--